

# 令和2年国勢調査の実施に向けて

総務省統計局 羽鳥記章

国勢調査は、我が国に居住する全ての人を対象として実施する国の最も基本的な統計調査であり、その結果は、国や地方公共団体の少子高齢化対策、社会福祉対策、雇用対策及び防災対策等の各種行政施策の基礎資料として用いられることはもとより、国民共有の財産として、学術、教育などをはじめ、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

調査は、大正9年（1920年）の第1回調査以来、5年ごとに実施しており、2020年に実施する調査はその21回目に当たり、100年の節目を迎える。

平成27年（2015年）調査では、ICT（情報通信技術）の活用による報告者の利便性の向上や調査事務の効率化を図ることを目的として、インターネット調査を全国で初めて実施したほか、地方公共団体における事務を円滑に行うため、民間事業者の活用やシステムの整備など、新たな取組を行ったところである。

令和2年国勢調査においては、インターネット調査の更なる推進を始め、前回調査における課題への対応や、今後、増加が見込まれる外国人就労者の正確な把握、集計体系の見直しに伴う調査結果の利便性の向上など、より着実かつ正確に実施するため、外部有識者からなる「国勢調査有識者会議」において議論いただくとともに、調査方法等の実務について都道府県や市町村と実務に関する意見交換を行ってきたところである。さらに、調査方法や事務の流れについて、試験調査における実地検証を行い、本年3月に実施計画案をとりまとめ、6月の統計委員会において「国勢調査の変更について」の諮問が行われたところ。

本報告においては、平成27年の実施状況をはじめ、試験調査の状況や課題への対応状況のほか、諸外国における人口センサスの状況などにも触れながら、令和2年国勢調査の実施に向けた計画概要について紹介するものである。